

経済要録

国内

◆金融庁、「14年9月期における不良債権の状況等」を公表

金融庁は、2月7日、「14年9月期における不良債権の状況等」を公表した。その内容は以下の通り。

14年9月期における不良債権の状況等(ポイント)

1. 不良債権（金融再生法開示債権）の状況

14年9月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は40.1兆円であり、14年3月期の43.2兆円に比べ▲3.1兆円の減少となった。

これを内訳別にみると、不良債権のうち比較的风险の小さい要管理債権については、判定基準の厳格化による影響は大幅に減少したものの、厳しい経済情勢の下、債務者の業況悪化に伴う新規発生がみられたことや、再建型処理の進展等を反映して危険債権以下からの上方遷移が増加したことから、+0.3兆円の増加となった。一方、よりリスクの大きな危険債権及び破産更生等債権については、業況悪化による新規発生がみられたものの、それを上回る積極的なオフバランス化が進展したことを受けて、▲3.4兆円の減少となった。

(参考) 14年9月期における金融再生法開示債権の増減要因

(単位：兆円、対3月期比)	
金融再生法開示債権	▲3.1
うち 要管理債権	+0.3
[増減要因] 債務者の業況悪化等	+2.0
貸出条件緩和債権の判定基準の厳格化	+0.6
債務者の業況改善等（危険債権以下からの上方遷移）	+1.0
その他（健全債権化、危険債権以下への下方遷移等）	▲3.4
うち 危険債権・破産更生等債権	▲3.4
[増減要因] オフバランス化	▲7.3
債務者の業況悪化等	+3.8

(注) 銀行に対するアンケート調査により把握したもの。

2. 個別貸倒引当金の状況

14年9月期における全国銀行の個別貸倒引当金残高は7.2兆円と、14年3月期の7.9兆円と比べ▲0.7兆円の減少となった。これは、各行におけるオフバランス化の進展を受けて、危険債権を中心に個別貸倒引当金対象債権（金融再生法開示債権のうち危険債権及び破産更生等債権）が減少に転じたことによるもの。

権）が減少に転じたことによるもの。

3. 不良債権処分損の状況

14年9月期における全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は1.8兆円と、前年同期（13年9月期）と比べ▲1.1兆円の減少となった。

（表1）14年9月期における不良債権等の状況

(単位：兆円)

	金融再生法開示債権			リスク管理債権	個別貸倒引当金	不良債権処分損
		破産更生等債権 及び危険債権	要管理債権			
都銀・長信銀・信託	25.1 (▲3.3)	13.1 (▲3.4)	12.0 (0.1)	24.6 (▲3.0)	3.9 (▲0.8)	1.1 (▲1.0)
うち主要12行	23.9 (▲2.8)	12.3 (▲3.1)	11.6 (0.3)	23.5 (▲2.6)	3.6 (▲0.8)	1.1 (▲1.0)
地域銀行（地銀・第二地銀）	15.0 (0.2)	10.2 (0.0)	4.8 (0.2)	14.6 (0.2)	3.3 (0.1)	0.8 (▲0.1)
全国銀行	40.1 (▲3.1)	23.3 (▲3.4)	16.8 (0.3)	39.2 (▲2.8)	7.2 (▲0.7)	1.8 (▲1.1)

- (注) 1. ()は、14年3月期からの増減額。ただし、不良債権処分損は13年9月期比。
 2. 破綻公表済の金融機関を除く。
 3. 金融再生法開示債権は、破産更生債権及びこれに準ずる債権（破産更生等債権）、危険債権、要管理債権の合計。
 4. 主要12行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。

（表2）金融再生法開示債権の状況（平成14年9月期）

(単位：億円)

区分	機関数	金融再生法開示債権				正常債権	合計
		金融再生法開示債権	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	危険債権	要管理債権		
都市銀行	7	206,140	24,610	82,790	98,750	2,352,060	2,558,200
長期信用銀行	2	11,350	3,250	4,690	3,410	66,480	77,830
信託銀行	5	33,330	3,760	12,140	17,430	370,080	403,420
都銀・長信銀・信託計 (うち主要12行)	14 (12)	250,830 (239,480)	31,620 (28,370)	99,620 (94,930)	119,590 (116,180)	2,788,620 (2,722,140)	3,039,450 (2,961,620)
地方銀行	64	110,550	27,430	46,620	36,500	1,265,890	1,376,440
第二地方銀行	54	39,480	10,560	17,510	11,410	400,240	439,720
地域銀行計	118	150,020	37,990	64,130	47,910	1,666,140	1,816,160
全国銀行計	132	400,850	69,610	163,750	167,500	4,454,760	4,855,610

- (注) 1. 金融再生法第六条に基づく資産査定等報告書の集計。
 2. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
 3. 破綻公表済の金融機関を除く。
 4. 主要12行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。

(表3) 金融再生法開示債権残高の推移

(単位: 億円)

		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度中間期
都銀・長信銀・信託	金融再生法開示債権	219,450 (219,450)	203,580 (184,930)	200,080 (180,320)	283,850 (267,820)	250,830 (239,480)
	破産更生等債権	53,660 (53,660)	40,800 (37,910)	36,970 (31,800)	35,290 (32,010)	31,620 (28,370)
	危険債権	123,180 (123,180)	108,400 (100,660)	91,700 (84,850)	129,790 (122,330)	99,620 (94,930)
	要管理債権	42,610 (42,610)	54,380 (46,370)	71,410 (63,670)	118,770 (113,480)	119,590 (116,180)
	地域銀行	金融再生法開示債権	119,980	114,470	136,220	148,220
全国銀行	破産更生等債権	49,550	37,060	39,640	38,750	37,990
	危険債権	50,970	54,080	58,640	63,360	64,130
	要管理債権	19,460	23,330	37,940	46,110	47,910
	金融再生法開示債権	339,430	318,050	336,300	432,070	400,850
全国銀行	破産更生等債権	103,210	77,860	76,610	74,040	69,610
	危険債権	174,150	162,480	150,340	193,150	163,750
	要管理債権	62,070	77,710	109,350	164,880	167,500

- (注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
 2. 10年度は新生銀行、あおぞら銀行を除く計数。11年度はあおぞら銀行を除く計数。12年度以降は新生銀行、あおぞら銀行共に含む計数。
 3. () は新生銀行、あおぞら銀行を除く主要行の計数。

(表4) 不良債権処分損の推移(全国銀行)

(単位: 億円)

【参考】

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度中間期	13年度中間期
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	136,309 (104,403)	69,441 (53,975)	61,076 (42,898)	97,221 (77,212)	18,473 (10,706)	29,553 (20,456)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	81,181 (54,901)	25,313 (13,388)	27,319 (13,706)	51,959 (38,062)	8,172 (2,228)	14,912 (8,754)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	47,093 (42,677)	38,646 (36,094)	30,717 (26,500)	39,745 (34,136)	9,764 (8,050)	13,218 (10,593)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	23,772 (22,549)	18,807 (17,335)	25,202 (22,014)	32,042 (27,183)	8,011 (6,606)	11,988 (9,582)
バルクセールによる売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589 (39,225)	33,428 (28,261)	31,421 (27,093)	23,321 (20,128)	19,839 (18,759)	5,516 (4,486)	7,703 (6,953)	1,753 (1,443)	1,230 (1,011)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017 (10)	3 (1)	8,631 (7,661)	8,035 (6,825)	5,482 (4,493)	3,040 (2,691)	5,517 (5,013)	538 (428)	1,423 (1,108)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	587,660 (492,801)	657,101 (546,776)	718,177 (589,674)	815,398 (666,886)	833,871 (677,592)	
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	243,200 (222,559)	281,846 (258,653)	312,563 (285,153)	352,308 (319,289)	362,072 (327,339)	
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	296,270 (202,500)	303,660 (197,720)	325,150 (192,810)	420,280 (276,260)	392,250 (245,770)	356,730 (217,540)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	147,970 (92,580)	122,300 (76,780)	115,550 (69,390)	133,530 (86,570)	126,450 (78,010)	115,640 (69,070)

- (注) 1. 6年度以前は、都銀、長信銀、信託の計数。なお、7年度以降の()内の計数は都銀・長信銀・信託のみの計数。
 2. 9年度以降は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なこわ、福徳、みどりの各行を含まず、10年度以降には、国民、幸福、東京相和の各行を含まず、11年度以降には、なみはや銀行、新潟中央銀行を含まず、13年度以降には、石川銀行、中部銀行を含まない。なお、日本長期信用銀行(現新生銀行)は10年度に含まれず、日本債券信用銀行(現あおぞら銀行)は、10、11年度に含まれない。
 3. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。
 4. リスク管理債権の金額については、7～8年度は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額であり、6年度以前は破綻先債権、延滞債権の合計額としている。
 5. バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損、子会社等に対する支援損、整理回収機構(RCC)及び共同債権買取機構(CPC)への売却損を含む。
 6. 不良債権処分損の「その他」は債権売却損失引当金(CPC)に売却した債権の将来見込まれる損失への引当金)、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額)等を表す。
 7. 13年度の不良債権処分損は東海銀行(14年1月に合併)を含む。

◆金融庁、銀行の第三者割当増資時の コンプライアンスについて「事務 ガイドライン」を一部改正し、公表

金融庁は、2月21日、銀行の第三者割当増資時のコンプライアンスについて「事務ガイドライン」を一部改正し、公表した。その内容は以下の通り。

平成15年2月21日
金 融 庁

事務ガイドライン（第一分冊：預金取扱い金融
機関関係）の一部改正について

1. 「金融再生プログラム」（14年10月30日）及び同作業工程表（14年11月29日）を受け、第三者割当増資時のコンプライアンスについて、本日、事務ガイドライン（「金融監督等に当たっての留意事項について」）を別添のように改正し、併せて各財務局に通知した。
2. 改正内容は以下のとおりである。
 - 1-8 資本の額の増加の届出の手続き等について（新設）
 - 1-8-1 第三者割当増資について
 - 1-8-2 銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い
 - 1-8-3 銀行が新株発行（条件）の決議を行ったときにおける取扱い
 - 1-8-4 資本の額の増加の届出
 - 1-8-5 第三者割当増資終了後の取扱い
3. 実施時期
平成15年2月21日

（別 添）

1-8 資本の額の増加の届出の手続き等について

1-8-1 第三者割当増資について

・ 銀行の増資（普通株式及び優先株式）の形態には、公募増資、第三者割当増資等があるが、公募増資は、通常、株式を公開している銀行が証券会社を引受人として行われるので、法令等遵守の観点からも相応のチェック機能が働くと考えられる。

・ しかしながら第三者割当増資については、預金及び貸出等の業務を営む銀行が取引先等に対し直接に割当てを行うので、例えば「資本充実の原則」との関係や「優越的な地位の濫用」の防止等、法令等遵守に係る内部管理態勢の確立について、健全性や誠実さ等の観点から、特に十分な経営努力が払われる必要がある。

また、増資は恒常的に行われるものではないことから、こうした増資に関するコンプライアンス態勢については、増資の都度、取締役会の責任において、全行的に構築され、行内に徹底される必要がある。

・ ついては、銀行法上、増資は届出事項とされていることを踏まえ、第三者割当増資時のコンプライアンスについては、以下のように取扱うものとする。

・ なお、以下の事務手続きは、一般的な第三者割当増資のスケジュール^{（注）}を想定して監督上の事務フローを定めたものであり、ケースにより異なる対応が必要な場合、あるいは銀行持株会社の行う第三者割当増資について

は、適宜、読み替えて対応するものとする。

また、法第 14 条の 2 の規定に基づく自己資本比率の基準を定める件（平成 5 年大蔵省告示第 55 号。以下、1-8 において、告示という。）第 4 条第 3 項等に定める基本的項目に該当する海外特別目的会社が発行する優先出資証券についても、適宜、読み替えて対応するものとする。

- (注) ① 取締役会において、第三者割当増資を行う方針決議
 ② 割当先名簿の作成
 ③ 取締役会において、新株発行（条件）決議
 ④ 有価証券届出書の提出
 ⑤ 取得の申込みの勧誘、申込み及び払込み

1-8-2 銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い

(1) 銀行が取締役会において、第三者割当増資を行う方針を決議したときは、当該銀行に対し、速やかに法第 53 条第 1 項第 4 号^(注1)に定める届出（別紙様式 4-7-1）を求めるとともに、商法、独占禁止法及び証券取引法等の諸法令に従い適切に実施するための法令等遵守に係る内部管理態勢全般^(注2)に関する資料の添付を求めることとする。

(注1) 優先出資証券については、施行規則第 35 条第 1 項第 23 号に定める届出

- (注2) ① 基本的な経営姿勢
 ② 資本充実の原則の遵守等
 ③ 優越的な地位の濫用等不公正な取引の防止
 ④ 商品性の適切な説明等
 ⑤ 適正なディスクロージャーの確保

⑥ 遵守状況の事後的な点検体制の整備

(2) 届出を受けた内部管理態勢全般を検証し、その適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、①法第 24 条に基づき報告を求め、または、②重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

以下は、検証の際の着眼点を類型化して例示したものである。

イ. 基本的な経営姿勢

① 取締役会が、第三者割当増資に関する法令等遵守の重要性を理解し、全行的な態勢整備を行っているか。

・ 例えば、適切に区分された事務の区分毎に、決定権限と責任の所在（担当役員、統括部門等の特定を含む）が明確になっているか。

② 取締役会は、単に行内規則の制定、通知の発出等にとどまらず、行員への周知・徹底を確実に図ることとしているか。また、行内における監視・牽制機能を実効性あるものとしているか。

③ 取締役会が、商法、独占禁止法及び証券取引法等の法令等に関し、必要に応じ、弁護士や監査法人から文書による意見を求める等、コンプライアンス上万全な対応をとることとしているか。

④ 銀行持株会社が第三者割当増資を行う場合、子銀行の関与のあり方について、適切に対応することとしているか。

ロ. 特に留意すべき事項

増資に際し遵守すべき全ての法令等に対して、十分なコンプライアンスを確保することとしているか。

特に下記の点について、十分な遵守態勢が構築されているか。

(イ) 商法の「資本充実の原則」の遵守及び「銀行の自己資本としての健全性(安定性・適格性)」の確保

① 割当先名簿の作成及び取得の申込みの勧誘に係る方針は、「資本充実の原則」及び自己資本としての健全性の確保の観点から十分踏まえたものとなっているか。必要があれば、融資取引先に対する割当てについて、その適法性等に関する弁護士等の意見書を踏まえて対応することとしているか。

② 少なくとも、以下のような問題のあるケースについての取扱いは、明確にされているか。

- ・ 財務の実態等を勘案すると、返済能力や意思のない先に、直接または迂回して融資等の信用供与を行い、その融資等の信用供与による資金で増資払込みを行わせる場合
- ・ 増資引受先の株式保有リスクを何らかの形で銀行(グループ)が肩代わりしている場合

(注) なお、信用リスク管理の観点からは、経営改善支援に注力すべき融資取引先に増資払込みを行わせることのないよう、業況や財務内容等を十分見極める必要があることに留意する。例えば、債務者区分が「要管理先」以下の債務者に対し、増資払込みを行わせることは、信用リスク管理の適正の観点から問題であることに留意する。

(ロ) 不公正な取引の防止(独占禁止法、証券取引法等)

① 独占禁止法関係

独占禁止法が禁止している不公正な取引方法に該当する行為、例えば「優越的な地位の濫用」の発生をどのように防止しようとしているか。

② 証券取引法関係

証券取引法が禁止している不公正な取引(インサイダー取引、有利買付け等の表示の禁止等)に該当する行為の発生をどのように防止しようとしているか。

(ハ) 適正なディスクロージャーの確保(証券取引法等)

① 証券取引法に定める増資手続き(有価証券届出書の提出と勧誘行為、目論見書の作成・交付、有価証券届出書の効力発生等)を遵守するための措置が講じられているか。

・ 例えば、有価証券届出書の提出前における割当先名簿の作成は行内の準備作業であり、取得の申込みの勧誘は有価証券届出書が提出されていなければすることができないこと等、基本的な留意事項を行員に徹底することとしているか。

② 中でも、有価証券届出書及び目論見書作成に当たって、自己資本比率規制等の銀行特有の規制及び当局による金融検査の存在等を踏まえ、投資家保護上万全を期すこととされているか。また、真に重要な「リスク情報」を、分かりやすく、かつ、簡潔に開示することとしているか。

- 例えば、「組込方式」又は「参照方式」の有価証券届出書及び目論見書を作成する場合でも、有価証券届出書の提出日現在の「リスク情報」を記載する必要があることを認識して、対応することとしているか。

- 例えば、有価証券届出書提出後においても、投資家保護上重要な事実が発生した場合には、訂正届出書を提出する必要があることを認識して、対応することとしているか。

③ その他、財務内容等について誤認を与えるような表示の防止

- 増資の勧誘に当たって、目論見書（及び有価証券届出書）以外の情報を利用する場合、目論見書の内容と異なる内容となっていないか。

- 実際には、勧誘にあたっての資料として、業績予想修正^(注1)、四半期開示^(注2)、IR資料及び役員の記事会見等、当該銀行に関する（特に財務内容に関する）表示が利用されることが多い。

こうした現状に鑑み、増資を予定している銀行は、こうした表示が割当先に対し、当行の財務内容について誤認を与えることの無いよう万全の措置を講じることとしているか。

(注1) 経済情勢の大幅な変化または当局による金融検査の結果等により必要となった場合に、当期の業績予想を適切に修正発表しているか。

(注2) 例えば、第一四半期（4月～6月）及び第三四半期（10月～12月）の四半期開示においては、それぞれ9月末及び3月末の見込み自

己資本比率に関する予想値が記載されているが、明確な根拠の無い見込値または蓋然性の検討を欠いた見込値となっていないか。

(二) 商品性の適切な説明等（コンシューマー・コンプライアンス）

① 増資の勧誘等に際しての顧客への説明方法及び内容が、民法、金融商品販売法等の観点から、適切なものとなっているか。

(注) 銀行が第三者割当増資を行うことは、金融商品販売法の「金融商品販売業者等」に該当し、同法の説明義務を負うこととなる可能性に対して、弁護士等の意見を踏まえて対応することとしているか。

② 特に、銀行の場合、預金等との誤認を防止することが重要であり、そのための十分な措置を講じているか。

- 割当先の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行うこととしているか。

(注) 少なくとも個人に対しては、書面の交付による対面説明、書面への双方の署名・捺印、一定期間の記録保管等の措置を講ずることとしているか。

- 誤認防止のための説明内容は、預金等ではないこと、預金保険の対象とはならないこと、元本が保証されていないこと等を含む十分なものとなっているか。

ハ. 遵守状況の事後的な点検体制の整備

- ・ 増資手続きの進行に応じて、コンプライアンスの遵守状況について全行的な事後点検を行う体制を整えているか。

1-8-3 銀行が新株発行（条件）の決議を行ったときにおける取扱い

(1) 法第 53 条第 1 項第 4 号に定める届出（別紙様式 4-7-2）の速やかな提出を求めるとともに、内部管理態勢全般の点検結果等に関する資料の添付を求めるものとする。

(2) 届出等において、銀行の対応の適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、

(イ) 法第 24 条に基づき報告を求め、または、

(ロ) 重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出し、

(ハ) さらに、①有価証券届出書に記載すべき重要な事項の記載が不十分である場合、または、②記載すべき重要な事項または誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合等に該当することが明らかなきときは、その旨を証券監査担当部局へ連絡する

等の対応を行うものとする。

1-8-4 資本の額の増加の届出

払込期日に法第 53 条第 1 項第 4 号に定める届出（別紙様式 4-7-3）を求めるものとする。

1-8-5 第三者割当増資終了後の取扱い

(1) 第三者割当増資終了後 6 ヶ月間、銀行は法令等遵守に関する内部管理態勢について事後点検を行い、その結果について、法第 53 条第 1 項第 4 号に定める届出の添付資料の追加提出を求める。

(2) 届出等において、銀行の対応の適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、
①法第 24 条に基づき報告を求め、または、
②重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

（別紙様式添付略）

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、2月14日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を決定し、これを「金融経済月報」に掲載、2月17日に公表した。

記

日本銀行当座預金残高が 15～20 兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、当面、年度末に向けて金融市場の安定確保に万全を期すため、必要に応じ、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(別 添)

平成 15 年 2 月 14 日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

日本銀行当座預金残高が 15～20 兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、当面、年度末に向けて金融市場の安定確保に万全を期すため、必要に応じ、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

◆日本銀行、「適格担保取扱基本要領」の一部改正を決定

日本銀行は、2月14日、政策委員会・金融政策決定会合において、「適格担保取扱基本要領」の一部改正を決定し、以下のとおり公表した。

平成 15 年 2 月 14 日
日 本 銀 行

「適格担保取扱基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、本日開催した政策委員会・金融政策決定会合において、株式会社証券保管振替機構が、本年1月10日付で主務大臣より社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75

号）に基づき振替業を営む者としての指定を受け、同年3月31日から短期社債等の振替に関する業務を開始する見込みであるため、金融市場調節の円滑化を図る観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「資産担保コマーシャル・ペーパーの適格性判定に関する特則」（平成14年12月17日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。

別紙 1

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

- 2. (3) を横線のとおり改める。

(3) 適格担保の取扱いにおける市場情報の有効利用

適格担保の取扱いにおいては、市場機能を活用する観点から、適格性判断における格付機関格付の利用、担保価格算定における時価情報の利用、民間企業債務（社債、短期社債、企業または特別目的会社が振出す手形、コマーシャル・ペーパー（資産担保コマーシャル・ペーパーを除く以外のコマーシャル・ペーパーを含む。）および企業に対する証券貸付債権をいう。以下同じ。）ならびに資産担保債券、資産担保短期債券および資産担保コマーシャル・ペーパーの信用度判断における公開情報の利用等、市場情報の有効利用を図ることとする。

○ 別表1を横線のとおり改める。

別表1

担保の種類および担保価格

1. }
↳ } 略(不変)
6. }

7. 短期社債

元本額の95%

8-7. 資産担保債券

(1) }
↳ } 略(不変)
(4) }

9. 資産担保短期債券

元本額の95%

10-8. 外国政府債券

(1) }
↳ } 略(不変)
(4) }

11-9. 国際金融機関債券

(1) }
↳ } 略(不変)
(4) }

1210. 企業または特別目的会社が振出す手形
(~~コマーシャル・ペーパーを含む~~)

手形金額の95%

13. コマーシャル・ペーパー

手形金額の95%

1411. 企業に対する証書貸付債権

(1) }
↳ } 略(不変)
(5) }

1512. 交付税及び譲与税配布金特別会計に対する
証書貸付債権

(1) }
↳ } 略(不変)
(5) }

1613. 預金保険機構に対する政府保証付証書
貸付債権

(1) }
↳ } 略(不変)
(5) }

(特則)

1. から 11-9. までに掲げるもののうち、
パス・スルー債等、元本の分割償還が行われ
ることがある債券

略(不変)

○ 別表2を横線のとおり改める。

別表2

担保の種類ごとの適格基準

担保の種類	適格基準
国債（分離元本振替 国債および分離利息 振替国債を含む） 社債	} 略（不変）
短期社債 企業が振出す手形 コマーシャル・ペー パー（資産担保コ マーシャル・ペー パーを除く）	（1）および（2）を満たしていること。 <u>（1）債務者の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</u> <u>（2）発行日から償還期日までの期間が1年以内のものであること。</u>
資産担保債券	略（不変）
資産担保短期債券 資産担保コマーシャ ル・ペーパー	（1）から（4）までをいずれも満たしていること。 <u>（1）特定資産の信用度等</u> 特定資産（それから生ずる金銭等が資産担保短期債券（特定短期社債および本行がこれに準ずると認める債券をいう。）または資産担保コマーシャル・ペーパー（以下「ABC P等」という。）の償還の原資となる特定の資産をいう。本項において以下同じ。）から生ずる金銭等が、特定資産の信用度またはこれを補完する措置に照らして、ABC P等の償還に十分であると認められること。 <u>（2）ABC P等の仕組み</u> ABC P等の仕組みが、次のイ、からハ、までに掲げる要件その他の要件に照らして、適当と認められること。 <u>イ、真正売買性等</u> 特定資産がその原保有者からABC P等の発行会社（本項において以下「発行会社」という。）等に譲渡される場合には、原保有者について破産その他の倒産手続が開始されたときにおいても当該ABC P等の償還に支障が生ずることがないように、有効かつ確実に譲渡されていると認められること。 <u>ロ、倒産隔離性</u> 特定資産の原保有者等による発行会社に対する破産申立の制限その他の発行会社の倒産または解散を回避するために必要な措置が講じられていると認められること。 <u>ハ、特定資産から生ずる金銭の取立に関する措置</u> 特定資産から生ずる金銭の取立に関する業務を発行会社以外の者が行う場合には、その者について破産その他の倒産手続が開始されることにより当該業務が行い得ないときにおいても当該ABC P等の償還に支障が生ずることがないように、必要な措置が講じられていると認められること。 <u>（3）ABC P等の格付</u> 適格格付機関からa-1格相当の格付を取得していること。 <u>（4）期間</u> 発行日から償還期日までの期間が1年以内のものであること。

外国政府債券 国際金融機関債券	略（不変）	
企業または特別目的 会社が振出す手形 （コマ＝シャル・ ペ＝を含む）	資産担保コ マ＝シャル ル・ペ＝ パ＝以外	<p>（1） および（2）を満たしていること。</p> <p>（1） 債務者の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</p> <p>（2） 残存期間が1年以内のものであること。</p>
	資産担保コ マ＝シャル ル・ペ＝ パ＝	<p>（1） から（4）までをいずれも満たしていること。</p> <p>（1） 特定資産の信用度等 特定資産（それから生ずる金銭等が資産担保コマ＝シャル・ペ＝ パ＝（以下「ABC P」という。）の償還の原資となる特定の資産をいう。本項において以下同じ。）から生ずる金銭等が、特定資産の信用度またはこれを補完する措置に照らして、ABC Pの償還に十分であると認められること。</p> <p>（2） ABC Pの仕組み ABC Pの仕組みが、次のイ、からハ、までに掲げる要件その他の要件に照らして、適当と認められること。</p> <p>イ、真正売買性等 特定資産がその原保有者からABC Pの発行会社（本項において以下「発行会社」という。）等に譲渡される場合には、原保有者について破産その他の倒産手続が開始されたときにおいても当該ABC Pの償還に支障が生ずることがないよう、有効かつ確実に譲渡されていると認められること。</p> <p>ロ、倒産隔離性 特定資産の原保有者等による発行会社に対する破産申立の制限その他の発行会社の倒産または解散を回避するために必要な措置が講じられていると認められること。</p> <p>ハ、特定資産から生ずる金銭の取立に関する措置 特定資産から生ずる金銭の取立に関する業務を発行会社以外の者が行う場合には、その者について破産その他の倒産手続が開始されることにより当該業務が行い得ないときにおいても当該ABC Pの償還に支障が生ずることがないよう、必要な措置が講じられていると認められること。</p> <p>（3） ABC Pの格付 適格格付機関からa＝1格相当の格付を取得していること。</p> <p>（4） 残存期間 残存期間が1年以内のものであること。</p>
企業に対する証書貸 付債権	} 略（不変）	
交付税及び譲与税配 付金特別会計に対す る証書貸付債権		
預金保険機構に対す る政府保証付証書貸 付債権		
（特則）	略（不変）	

（附則） この一部改正は、平成 15 年 6 月末までの総裁が別に定める日から実施する。

別紙2

平成15年2月14日
日本銀行

「資産担保コマーシャル・ペーパーの適格性判定に関する特則」中一部改正

- 「資産担保コマーシャル・ペーパーの適格性判定に関する特則」（平成14年12月17日決定）の題名を「資産担保コマーシャル・ペーパー等の適格性判定に関する特則」に改める。
- 1. を横線のとおり改める。
- 1. 資産担保コマーシャル・ペーパーまたは資産担保短期債券の適格性判定においては、「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日決定）5. の取引先または取引先の関係企業が保証する債務の取扱いに関する定めを適用しない。

（附則） この一部改正は、別紙1の「適格担保取扱基本要領」の一部改正を実施する日から実施する。

◆日本銀行、「流動性預金に関する金利の最高限度の定めの変更について」を公表

日本銀行は、2月14日、「流動性預金に関する金利の最高限度の定めの変更について」を公表した。その内容は以下のとおり。

流動性預金に関する金利の最高限度の定めの変更について

- 本日、日本銀行政策委員会は、次のとおり決定した。
- 1. 臨時金利調整法第2条第2項の規定による平成15年2月3日付発議に基づき、金融機関のいわゆる流動性預金に関する金利の最高限度の定めの変更については、金融審議会の答申のとおりとし、別紙1のとおりとすること。
- 2. 金融庁長官及び財務大臣に別紙2のとおり報告すること。

（別紙1）

臨時金利調整法に基づく金融機関の預貯金等の金利の最高限度の定めを下記1. のとおり変更し、下記2. により実施する。

記

- 1. 平成15年4月1日から平成17年3月31日までに限り、金融機関（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下この号

において同じ。)の次に掲げる預金(預金保険法施行令(昭和46年政令第111号)附則第2条の2に規定する預金等を除く。)及び貯金(農水産業協同組合貯金保険法施行令(昭和48年政令第201号)附則第3条に規定する貯金等を除く。)の利率の最高限度

イ. 普通預金又は普通貯金(以下「普通預金

等」という。)

別表第1に定めるところによるものとする。

ロ. 別段預金又は別段貯金(以下「別段預金等」という。)

別表第2に定めるところによるものとする。

別表第1

項	金融機関	利率の最高限度
1	次項から第5項までに掲げる金融機関以外の金融機関	基準定期預金等の店頭表示利率(複数の基準定期預金等の店頭表示利率がある場合には、その利率のうち最も低いもの。以下同じ。)。ただし、基準定期預金等の店頭表示利率から基準日における基準定期預金等の店頭表示利率を控除した値が変動値を上回る場合には、基準日における基準定期預金等の店頭表示利率に変動値を加算した利率。
2	基準日において、特別普通預金等を取り扱っていた金融機関(次項に掲げる金融機関を除く。)	基準定期預金等の店頭表示利率に、基準日における特別普通預金等の店頭表示利率(複数の特別普通預金等の店頭表示利率がある場合には、その利率のうち最も高いもの。以下この欄において同じ。)から基準日における基準定期預金等の店頭表示利率を控除した値を加算した利率。ただし、基準定期預金等の店頭表示利率から基準日における基準定期預金等の店頭表示利率を控除した値が変動値を上回る場合には、基準日における特別普通預金等の店頭表示利率に変動値を加算した利率。
3	基準日において、基準定期預金等の店頭表示利率を下回る店頭表示利率を適用していた普通預金等及び特別普通預金等を取り扱っていた金融機関	基準日において、基準定期預金等の店頭表示利率を下回る普通預金等については第1項の利率の最高限度の欄に規定する利率とし、特別普通預金等については前項の利率の最高限度の欄に規定する利率とする。
4	基準日において、普通預金等を取り扱っており、かつ、基準定期預金等を取り扱っていない金融機関	基準日における想定定期預金等利率に変動値を加算した利率。

5	基準日において、普通預金等及び基準定期預金等を取り扱っていない金融機関	基準週に公表された定期預金平均利率に変動値を加算した利率。
---	-------------------------------------	-------------------------------

- (注) 1. 基準定期預金等とは、当該金融機関の最も小口の預入期間が1年の固定自由金利定期預金及び定期貯金をいう。
2. 基準日とは、平成14年2月25日をいう。ただし、同日より後に新たに営業を開始する金融機関については、最初の営業日を基準日とし、同日より後に金融機関に係る合併、分割又は営業若しくは事業の譲渡（以下「合併等」という。）が行われた場合における合併後存続する金融機関、合併により設立される金融機関、分割により営業若しくは事業を承継する金融機関又は営業若しくは事業を譲り受ける金融機関については、合併等を行う日を基準日とする。
3. 変動値とは、基準週以降に公表された直近の定期預金平均利率（公表日の翌日から起算して6日（公表日が平成14年12月第4週における場合は10日）を経過したもののうち直近のもの）から基準週に公表された定期預金平均利率を控除した値（当該値がない場合又は負の場合には零とみなす。）
4. 基準週とは、基準日を含む週をいう。
5. 定期預金平均利率とは、日本銀行がインターネットを利用して公表する預入金額が300万円未満であって、預入期間が1年の定期預金の1週間平均年利率をいう。
6. 特別普通預金等とは、基準日において、当該金融機関の基準定期預金等の店頭表示利率を超える店頭表示利率（店頭表示利率に上乗せ利率を加算するもの（当該上乗せ利率を加算する取扱期間の定めがないものに限る。）として広く一般に取り扱っている普通預金等に適用している店頭表示利率に上乗せ利率を加算した利率を含む。）を適用している普通預金等をいう。
7. 想定定期預金等利率とは、当該金融機関の普通預金等の店頭表示利率（複数の普通預金等の店頭表示利率がある場合には、その利率のうち最も高いもの）に、基準週に公表された定期預金平均利率から基準週に日本銀行がインターネットを利用して公表した普通預金の1週間平均年利率を控除した値を加算した利率をいう。

別表第2

項	別段預金等	利率の最高限度
1	次項に掲げる別段預金等以外の別段預金等	当該金融機関の普通預金等に適用される利率の最高限度。ただし、別表第1第3項に掲げる金融機関については、別表第1第1項の利率の最高限度の欄に規定する利率とする。
2	平成14年2月25日において締結している別段預金等に係る契約であって、契約上現に利率が定められている別段預金等（金融機関が利率を任意に変更し得るものを除く。）	当該契約において定める利率。

2. 実施日

平成15年4月1日

(別紙2)

政 第 3 0 号

平成 15 年 2 月 14 日

金融庁長官

高 木 祥 吉 殿

財務大臣

塩 川 正 十 郎 殿

日本銀行政策委員会

議長 速 水 優

臨時金利調整法第2条第2項の規定による平成15年2月3日付発議に基づき、金融機関のいわゆる流動性預金に関する金利の最高限度の定めの変更については、金融審議会の答申（別添）のとおりとし、別紙のとおり決定致しましたので報告します。

(別添・別紙添付省略)

◆現行金利一覧

(15年3月14日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	()内 前回水準
公定歩合 (基準割引率および基準貸付利率)	0.10	13. 9. 19	(0.25)
短期プライムレート	1.375	13. 3. 28	(1.500)
長期プライムレート	1.50	15. 3. 11	(1.55)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件

(15年3月14日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回り (%)	0.758	0.808
	表面利率 (%)	0.8	0.8
	発行価格 (円)	100.39	99.92
政府短期証券	応募者利回り (%)	0.0031	0.0015
	発行価格 (円)	99.9992	99.9996
政府保証債 (10年)	応募者利回り (%)	0.800	0.892
	表面利率 (%)	0.8	0.8
	発行価格 (円)	100.0	99.15
公募地方債 (10年)	応募者利回り (%)	0.803	0.895
	表面利率 (%)	0.8	0.8
	発行価格 (円)	99.97	99.12
利付金融債 (5年物)	応募者利回り (%)	0.350	0.400
	表面利率 (%)	0.35	0.40
	発行価格 (円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り (%)	0.060	0.060
	同税引後 (%)	0.050	0.050
	割引率 (%)	0.05	0.05
	発行価格 (円)	99.94	99.94

- (注) 1. 国債の発行価格は割当平均価格。
 2. 政府短期証券の応募者利回りは募入平均利回り、発行価格は募入平均価格。
 3. 公募地方債は最低レート。
 4. 利付金融債および割引金融債の発行条件は、最低レートを採用した金融債の計数を掲載。

海外

◆バーゼル銀行監督委員会、「オペレーショナル・リスクの管理と監督に関するサウンド・プラクティス」を公表

バーゼル銀行監督委員会は、2月25日、銀行がオペレーショナル・リスクの管理体制を構築するにあたって認識すべき事項や、そうした銀行のリスク管理を銀行監督当局が監督する際の指針等を提示したペーパー「オペレーショナル・リスクの管理と監督に関するサウンド・プラクティス」（原題：Sound Practices for the Management and Supervision of Operational Risk）を公表した。